

用 語 集

----- あ行 -----

【IRUD（未診断疾患イニシアチブ）】

日常の臨床現場で診断がつかず、希少疾患又は未診断疾患の可能性のある患者の診断を確定し、病態解明を進めるプロジェクト。

【アウトブレイク】

一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態であること。

【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

【アスペルガー症候群】

自閉症の一つのタイプで、①他の人との社会的関係をもつこと、②コミュニケーションをすること、③想像力と創造性の3分野に障害を持つことで診断される。

【アナフィラキシー】

アレルギー反応によって、複数の臓器に症状が強くあらわれる状態。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を「アナフィラキシーショック」と呼び、直ちに医療機関で適切に対応を進めないと生命にかかわる重篤な状態である。

【アピアランスケア】

医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア。

【AYA世代】

「Adolescent and Young Adult(思春期・若年成人)」の頭文字をとったもので、主に、思春期世代と若年成人世代のこと。

【アレルゲン】

アレルギーの原因となる抗原（原因物質）のこと。花粉症では花粉、金属アレルギーでは金属、食物が原因の食物アレルギーでは鶏卵、牛乳、小麦などのたんぱく質のほか、エビやカニなどの魚介類などもアレルゲンとなる。

【いしかわエンゼルプラン 2020】

少子化の進行や子育てを巡る環境変化に対応し、子どもを安心して生み育てることができ、子どもがすくすくと育つ社会を確立するための対策を盛り込んだ計画（計画期間：令和2～6年度）。

【石川県感染症予防計画（感染症の予防のための施策の実施に関する計画）】

新興感染症の発生に備えた体制の整備など、感染症の予防・まん延等に備える施策を、県として総合的に推進するために定めた計画（7訂版計画期間：令和6～11年度）。

【いしかわ健康フロンティア戦略 2024】

県民一人ひとりが健康で生きがいをもち自立した生活を送ることができるよう、「健康寿命」の延伸を基本目標とし、健康づくりを推進するための施策を盛り込んだ計画（計画期間：令和6～17年度）

【石川県成長戦略】

石川県政運営の基本となるもので、県の施策の方向性を総合的かつ体系的にまとめた、石川県の最上位計画。計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間。基本目標は「幸福度日本一に向けた石川の未来の創造」～住みやすく、働きやすい、活力あふれる石川県の実現～。

【石川県長寿社会プラン 2024】

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、介護給付費の増加など、高齢社会の様々な問題に対し、県の目指すべき基本的な施策目標等を定めた計画（計画期間：令和6～8年度）。

【石川県ナースセンター】

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、石川県から指定を受け、公益社団法人石川県看護協会が運営する、無料職業紹介や離職時等の届出受付、再就業支援研修等、看護職をサポートする機関。

【石川県メディカルコントロール協議会】

県内のメディカルコントロール体制を整備することを目的に設置。救急医療に精通した医師、県医師会、消防機関等で構成。なお、メディカルコントロール体制とは、消防機関と医療機関との連携によって、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる、②実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う、という体制。

【いしかわ障害者プラン 2024】

障害者権利条約の締結や障害者総合支援法の施行など、障害者を取り巻く環境変化に対応し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するための施策を盛り込んだ計画（計画期間：令和6～11年度）。

【医薬分業】

医師が患者に処方せんを交付し、薬局の薬剤師がその処方せんに基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、国民医療の質的向上を図るもの。

【医療事故】

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する人身事故の一切を包含するもの。医療事故には患者ばかりでなく医療従事者が被害者である場合も含まれ、また、患者が病院の廊下で転倒した場合のように、医療行為とは直接関係しないものも含まれる。医療事故のすべてに医療提供者の過失があるわけではなく、「過失のない医療事故」と「過失のある医療事故」（医療過誤）を分けて考える必要がある。

【医療ソーシャルワーカー】

入院中の患者が地域や家庭において、自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者・家族の心理的、社会的問題の解決・調整を支援する専門職。

【医療的ケア児】

N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

【医療費適正化計画】

急速な少子高齢化や人口減少をうけ、国民の生活の質の確保・向上を図りつつ、医療の効率化を図ることにより将来的な医療費の伸びの適正化を図るため策定する計画（計画期間：令和6～11年度）。

【院外処方箋】

医薬分業の観点から、外来患者の投薬調剤を院外の調剤薬局に委ねる調剤形態を院外処方といい、この制度に基づき、医師が処方する薬剤を記載したもの。

【院内がん登録】

病院で診断・治療されたすべての患者さんのがんについての情報を病院全体で集め、その病院のがん診療がどのように行われているかを明らかにする調査のこと。この調査を複数の病院が同じ方法で行うことで、情報を比較し、病院ごとの特徴等を明らかにすることができる。

【インフォームド・コンセント】

医師等が個々の治療内容について、患者へ十分な説明を行い、患者がその説明を理解したうえで、治療に同意すること。

【う蝕】

口腔内の常在細菌が糖質から作った酸によって、歯が脱灰されて起こる歯の欠損。いわゆるむし歯のこと。

【HbA1c】

血糖コントロール状態の指標。通常時の血糖レベルの判定に使用する。患者の過去1～2カ月の平均血糖状態を反映する。

【HPVワクチン】

日本の婦人科領域で最も多い癌である子宮頸癌、尖圭コンジローマおよびその他の癌の発生に関係する、ヒトパピローマウイルス (Human papillomavirus : HPV) の持続感染を予防するワクチン。

【NBC攻撃】

「Nuclear」(核兵器)、「Biological」(生物兵器)、「Chemical」(化学兵器)を用いたテロなどの攻撃。

----- 行 -----

【かかりつけ薬局・薬剤師】

かかりつけ薬剤師は、患者一人ひとりのお薬の服用・管理をはじめ、健康全般の相談ができる身近な薬剤師であり、その患者にとって最適となる治療を支援する役割を担う。かかりつけ薬剤師のいる薬局をかかりつけ薬局という。

【化学療法】

抗がん剤を用いて、がん細胞の分裂を抑え、がん細胞を破壊する治療法。

【隔離・身体拘束】

「隔離」「身体拘束」は、精神保健福祉法に基づき、精神科指定医が治療上必要であると判断した場合に行われる行動制限。

【金沢大学医学類特別枠】

平成 21 年度から、金沢大学医学類に定員 5 人（平成 22 年度から 10 人に増員）の特別枠を設けている。

県から学生に対して修学に要する経費を貸与し、卒業後、修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間（通常は 9 年間）、知事の指定する公立病院等に勤務した場合は、その返還を免除する措置を講ずることになっている。

【看護補助者】

病院などの医療機関で、看護チームの一員として看護の補助業務（専門的判断は必要ない）を行う職種。

【患者紹介率】

病院の初診患者のうち、診療所等から紹介された患者等の割合。地域医療支援病院の指定基準となる。

$$\text{地域医療支援病院紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\text{地域医療支援病院逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

【冠動脈インターベンション治療】

狭くなった冠動脈を血管の内側から拡げるために行う低侵襲的な治療法。

【鑑別診断】

類似疾患を正しくみわけて、最終的に正しい診断を下すこと。

【管理栄養士】

厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況・栄養状態・利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者。

【緩和ケア】

がん患者等の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することを目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為。

【救急救命士】

医師の指示の下、傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、気道の確保、心拍の回復その他の救急救命処置を行うことを業とする者。救急救命士法に基づく国家資格。

【救急の日/救急医療週間】

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和 57 年から、毎年 9 月 9 日を救急の日、その日を含む 1 週間を救急医療週間と定めている。

【休日夜間急患センター】

休日や平日夜間の急病者に対して診療を行う医療機関。本県では、現在、金沢市及び石川中央こども初期救急医療協議会が運営する「金沢広域急病センター」及び南加賀広域圏事務組合が開設する「南加賀急病センター」があり、地域の開業医や病院の勤務医、大学病院の医師が交代で診療に当たっている。

【教育入院】

病院等が、各専門職種チームを編成し、糖尿病患者に対して、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた集中的な治療を行うため、概ね 1～2 週間程度の入院治療を行うことをいう。

【強度行動障害】

本人の健康を損ねる行動（自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど）、周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動（他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど）が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

【虚血性心疾患】

冠動脈の動脈硬化などによって心筋への血流が不十分となり、虚血が引き起こされた病気の総称。大きく「狭心症」と「心筋梗塞」に分けられる。

【義肢装具士】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者。

【業務継続計画（BCP）】

災害発生時に、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ、回復を早急に行えるよう、指揮命令系統の確立、必要な人材・資源、その配分等を事前に定めた計画。

【グループホーム】

障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。

【ケアマネジャー】

介護を必要とする人の希望や心身の状態などを考慮し、その人のケアプランを作成したり、市町、在宅サービス事業者、介護保険施設との橋渡しをする人。

【ゲートキーパー】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

【ゲノム医療】

個人の「ゲノム情報」をはじめとした各種オミックス検査情報をもとにして、その人の体質や病状に適した「医療」を行うこと。

【言語聴覚士】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。

【口腔がん】

口の中にできるがん。舌にできる舌がん、口腔底（下あごの内側で舌の裏側が接する部分）にできる口腔底がん、歯ぐきにできる歯肉がんなどがある。

【口腔ケア】

誤嚥性肺炎や口腔機能の低下を予防することを目的に行われる口腔周囲のケア全般のこと。口腔内の歯や粘膜、舌などの汚れを取り除く「器質的口腔ケア」と、口腔機能の維持・回復を目的とした「機能的口腔ケア」から成り立っている。

【航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）】

大規模災害時に被災地内の医療機関において収容しきれない重症患者が発生した場合において、被災地外へ患者を航空搬送する際に、搬送拠点に設置する臨時の医療施設。

【高次脳機能障害】

事故や病気などが原因で脳を損傷し、記憶や注意など認知機能に障害が残り、日常生活や社会生活に支障がある状態。

【後発（ジェネリック）医薬品】

先発医薬品と同一の有効成分を同一量含む同一投与経路の製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一で、先発医薬品と同等の臨床効果が得られる医薬品。

【広範囲熱傷】

熱傷を受ける事によって全身を流れている血液中の血漿が減少し、血圧が下がり、直ちに点滴注射で多くの水分を投与しなければならないような熱傷をいい、一般にはやけどの広さが体の表面積の15～20%以上のもの。

【心のサポーター】

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる人。

【誤嚥性肺炎】

細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎。

----- さ行 -----

【災害派遣医療チーム（DMAT）】

大規模災害時における救命率の向上のため、災害時の初期（48 時間以内）に迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行う、機動性を持った医療チーム。

【災害派遣精神医療チーム（DPAT）】

自然災害などの大規模災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。

【作業療法士】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることを業とする者。

【産業保健総合支援センター】

各都道府県に設置されており、事業場で産業保健に携わる事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ等に対して、研修や専門的な相談への対応等を行う支援機関。

【産後うつ】

ホルモンの変化や、慣れない育児の疲れから陥るうつ病の一種。約10%の母親がなると言われ、産後数か月内に発症する。

【在宅当番医制】

各地域の開業医等が順番に当番日を決め、それぞれの医療施設において、休日の初期救急医療を行う制度。

【在宅療養支援診療所】

在宅医療における中心的な役割を担い、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診及び訪問看護等を提供することができる体制を有する診療所。

【在宅療養支援病院】

在宅医療における中心的な役割を担い、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護及び在宅療養者の病状の急変時における入院病床の確保等ができる体制を有する病院。

【歯科衛生士】

厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の指導のもと、歯科予防処置や歯科保健指導、歯科診療補助を行い、人々の歯と口腔の健康づくりをサポートすることを業とする者。

【歯科技工士】

厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の指示書をもとに、入れ歯や歯の被せもの、詰めもの、矯正装置等の作成や加工、修理を行うことを業とする者。

【シックデイ】

糖尿病患者が発熱、下痢、嘔吐、食欲不振などのために血糖コントロールが乱れ、普段とは違う、体調不良なときをいう。

【視能訓練士】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者。

【集学的治療】

がんの種類や進行度に応じて、手術療法、放射線療法、薬物療法等の異なる治療法を組み合わせて行う治療。

【周産期医療】

妊娠満 22 週から生後満 7 日未満までを周産期といい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があることから、周産期を含めた前後の期間における医療を特に「周産期医療」という。

【小児慢性特定疾病】

児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が、当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある者であって、療養のために多額の費用を要するものとして、厚生労働大臣が審議会の意見を聴いて定める疾病。

【診療放射線技師】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に照射（撮影を含む）することを業とする者。

【自治医科大学】

全国の都道府県によって昭和 47 年に設立された私立大学。医学生の教育など、大学医学部門の運営に要する毎年度の経費は、全都道府県からの負担金を中心となって賄われている。

また、大学は、学生に対して修学に要する経費を貸与し、卒業後、修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間（通常は 9 年間）、知事の指定する公立病院等に勤務した場合は、その返還を免除する措置を講ずることになっている。

【ストーマ】

手術によって腹壁に造られた排泄口。ストーマには、消化管ストーマ（小腸のストーマと大腸のストーマ）と尿路ストーマがある。

【精神科リエゾンチーム】

一般病棟に入院する心理的問題を抱える患者に対して、精神科医、看護師、精神保健福祉士、臨床心理等が連携し、精神科医療を提供するもの。

【精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム】

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保されたもの。

【精神保健福祉士】

厚生労働大臣の免許を受けて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害の医療を受け又は社会復帰促進施設を利用している精神障害者の相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者。

【セカンドオピニオン】

診断や治療方針について、主治医以外の医師の意見を聞くこと。

【潜在看護職員】

看護師あるいは准看護師等免許保有者のうち、現在就業していない看護職員。

【専門看護師】

複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有する者として、日本看護協会の専門看護師認定審査に合格した看護師。

【全国がん登録】

「がん登録の推進に関する法律」に基づき、日本でがんと診断されたすべての人の診断・治療情報と死亡情報に関するデータを、国が1つにまとめて、集計・分析・管理するシステム。

----- た行 -----

【多剤耐性結核】

少なくともINHおよびRFPの両薬剤に対して耐性を示す結核。治療は感受性のある薬剤を数種類併用して行うが、主要薬剤に耐性がある際は菌陰性化しにくく、持続排菌者となり長期入院を必要とするなど、予後不良となる。

【タスク・シフト／シェア】

これまである職種が担っていた業務を、他の職種にシフト(移管)することや、シェア(共同化)すること。

【地域がん登録】

本県におけるがんの罹患数、死亡数等を把握し、がん対策に活用するため、県内に住所を有する者を対象としたがんの発生部位や治療方法、転帰（治療の結果）等を登録、集約するシステム（平成28年以降のデータについては、全国がん登録に移行）。

【地域連携クリティカルパス】

急性期から回復期を経て、早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、患者や治療を行う全ての医療機関等で共有して用いるもの。

【デイケア（精神科）】

主に在宅で療養する精神疾患患者を対象として、日中の時間帯にグループごとの治療を行うことで、生活リズムの調整・対人関係の改善など、社会能力の回復を図る精神科のリハビリテーション療法の一つ。

【電子カルテ】

従来、紙で保存していた診療情報や検査結果などを電子媒体により保存するシステム。

【電子処方箋】

これまで紙で発行していた処方箋を電子化したもの。お薬情報を一元的にオンライン上で管理。過去3年分のお薬情報を医療機関や薬局が参照できるため、重複投薬等の防止につながり、よりよい医療サービスの提供が可能となる。

【糖尿病昏睡】

糖尿病の急性合併症で、インスリン分泌量や作用不足で、一時的に著しい高血糖になることによって昏睡状態になる状態。

【糖尿病療養指導士】

糖尿病とその療養指導全般に関する正しい知識を有し、医師の指示の下で、患者に熟練した療養指導を行うことのできる医療従事者（看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士等の資格を有する者）。日本糖尿病療養指導士は日本糖尿病療養指導士認定機構が与える資格であり、石川糖尿病療養指導士は石川県医師会が与える資格である。

【糖尿病連携手帳】

日本糖尿病協会が発行する、糖尿病患者の検査結果や、眼科・歯科の受診記録、療養指導の記録等を書き込むための手帳。多職種や医療機関間で患者の情報を共有することが可能である。

【登録販売者】

医薬品医療機器等法に基づき、一般用医薬品の販売等を担う、薬剤師とは別の新たな専門家。「登録販売者」になるためには、都道府県の実施する試験に合格し、登録をする必要がある。

【特定機能病院】

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして厚生労働大臣が承認する病院（県内では、金沢大学附属病院、金沢医科大学病院）。

【特定行為研修】

看護師が医師の手順書により、特定行為（診療の補助）を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修。

----- な行 -----

【75 g OGTT】

糖の代謝能を調べるために行うブドウ糖負荷試験。糖尿病診断（糖尿病型、境界型、正常型を判定する）指標をいう。

【入院者訪問支援者】

精神科病院の入院患者の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を行う者。

【認知行動療法】

うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく精神療法。

【認定看護管理者】

日本看護協会における認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた看護師。

【認定看護師】

特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる者として、日本看護協会の認定を受けた看護師。

【妊孕性】

妊娠するために必要な能力。妊孕性は、女性にも男性にも関わることであり、妊娠するためには卵子と精子が必要となり、卵巣、子宮、精巣などが重要な役割を果たしている。がん等の治療では、手術や抗がん剤治療、放射線治療などによる影響で、妊孕性が低下したり失われたりすることがある。

【年齢調整死亡率】

高齢者が多い地域ほど死亡率が高くなり、通常の死亡率（対象疾患死亡数÷対象地域の人口）では、異なる年齢構成の地域同士を比較することができないため、集団全体の死亡率を基準となる集団の年齢構成（基準人口）にあわせた形で算出した死亡率。

【年齢調整罹患率】

高齢者が多い地域ほど罹患率が高くなり、通常の罹患率（対象疾患罹患数÷対象地域の人口）では、異なる年齢構成の地域同士を比較することができないため、集団全体の罹患率を基準となる集団の年齢構成（基準人口）にあわせた形で算出した罹患率。

----- は行 -----

【バイオ後続品】

バイオ医薬品の後発医薬品。バイオシミラーともいう。バイオ医薬品は、化学合成で製造される一般的な医薬品とは異なり、微生物や細胞の中で起こる反応を利用して製造するため、ロット間で性質にバラツキが生じる。バイオ医薬品の例として、ホルモン製剤や抗体製剤がある。

【病院薬剤師、薬局薬剤師】

病院薬剤師とは、病院などの医療機関で勤務する薬剤師のこと。調剤業務に加え、入院患者への服薬指導を行う病棟業務や注射薬の調製業務も行う。

薬局薬剤師とは、調剤薬局で勤務する薬剤師のこと。医療機関から発行された院外処方箋に基づく調剤及び服薬指導を行う。処方箋を必要としない一般用医薬品の相談や販売も行い、地域と密接に関わる。

【病床利用率】

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

【ピアサポーター】

患者やその家族が抱えている不安や悩みを解消するため、当事者同士が対等の立場で話を聞き、きめ細かなサポートを行うこと。

【フォーミュラリ】

医薬品の有効性や安全性、費用対効果などを踏まえ、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針。医療費削減効果や、保険薬局・医療機関の在庫負担軽減効果に加え、地域における治療の標準化も期待できる。

【平均在院日数】

病床の区分ごとに、患者の入院期間を年間平均したもの（算定式は以下のとおり）

① 療養病床以外の病床

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

② 療養病床

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 [\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床へ移された患者数} + \text{年間退院患者数}]}$$

【平均生活日数】

精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数。

$$\text{精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数} = \frac{\text{A 年 B 月の精神病床からの退院者 (入院後 1 年未満に限る) の退院日から 1 年間の地域生活日数の合算}}{\text{A 年 B 月の精神病床からの退院者 (入院後 1 年未満に限る) 総数}}$$

【閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気痙攣療法】

全身麻酔を施行した上で脳に通電する治療法。

【放射線療法】

放射線を照射して、がん細胞の分裂を抑え、またはがん細胞を破壊する治療法。

【訪問看護ステーション】

看護師等が生活の場を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察し、診療の補助、療養上の世話、あるいは家族への介護指導などの在宅ケアを提供する拠点。

【訪問薬剤管理指導】

在宅での治療を行っている患者に対し、医師の指示に基づき、薬局薬剤師が患者宅を訪問して、服薬指導、服薬支援、服薬状況・保管状況及び残薬の有無の確認などを行う業務。

----- や行 -----

【薬事センター】

石川県薬剤師会が、公衆衛生の向上及び増進に寄与するための活動拠点として、平成 4 年に設置したもの。薬局業務の支援、医療機関等への情報提供、県民への薬事知識の普及などの機能を有する。

【有床診療所】

医業を行う場所であって、19 人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。入院施設を有しない診療所（無床診療所）とあわせて一般診療所という。このほか、歯科医業を行う診療所を歯科診療所という。

【理学療法士】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを業とする者。

【臨床検査技師】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行うことを業とする者。

【臨床工学技士】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作、生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるもの及び保守点検を行うことを業とする者。

【レスパイト入院】

障害や難病を持つ患者が、介護者の事情により一時的に在宅介護を受けることが困難となった場合に行う短期間の入院。